

令和7年度 三条市立飯田小学校いじめ防止基本方針

0 はじめに

この三条市立飯田小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

<いじめの定義>

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に起こり得る問題である。いじめ防止の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送ると共に学習活動に取り組めるようにすることはもとより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、三条市教育委員会、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ防止のための手立て

(1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校教育活動の全般を通して、児童にいじめの防止のための基本的な資質を育成し自己有用感を育むよう活動を組み立てる。また、個々の活動の中に必ずいじめ防止の視点、絆を深める視点、人間関係の円滑化を図る視点を設け、個々の活動を計画する。

○いじめを傍観しない基盤づくり・いじめを生まないための互いの個性の理解

- ・人権教育を通して、他者を理解し、自分と同じように大切にできる心情を育成する。

○いじめを生まない望ましい人間関係の構築・いじめを絶対にしないための気持ちの醸成

- ・縦割り班活動を通して、互いを理解し、支え合い、感謝の気持ちをもてる人間関係を育成する。

月	児童の活動
4月	1年生を迎える会 ひめさゆり班顔合わせ会
5月	児童総会 応援団結成式
6月	いじめ見逃しゼロ強調月間 Q-U検査「心のアンケート」お話タイム（教育相談）
7月	ハートフル活動（地域清掃）
9月	あいさつ運動 児童朝会

10月	いじめ見逃しゼロ強調月間 学習発表会 深めよう絆スクール集会
11月	Q-U検査 お話タイム（教育相談）
12月	人権教育協調週間の取組
1月	全校一斉道徳授業（参観日）
2月	「心のアンケート」お話タイム（教育相談） 6年生ありがとう旬間 6年生ありがとうの会

（２）小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめを行わないための未然防止のための教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払わなければならない。

- ・社会性の育成…小中一貫教育に基づく小中交流活動，異学年交流活動，地域連携活動
（いじめ見逃しゼロ運動）（深めよう絆スクール集会）
- ・自治能力の育成…児童会活動，町内活動での自主的計画運営活動（ハートフル活動）
- ・学級づくり…構成的グループエンカウンターを取り入れた特別活動，行事を通してのグループ活動の充実，Q-Uの分析を生かした学級経営の見直し
- ・授業づくり…関わり合いのある授業，授業のユニバーサルデザイン化，授業規律の明確化
- ・道徳教育…直接・間接の体験的活動による豊かな感性の醸成，自己有用感と命を大切に
する心の育成

3 いじめの早期発見のための手立て

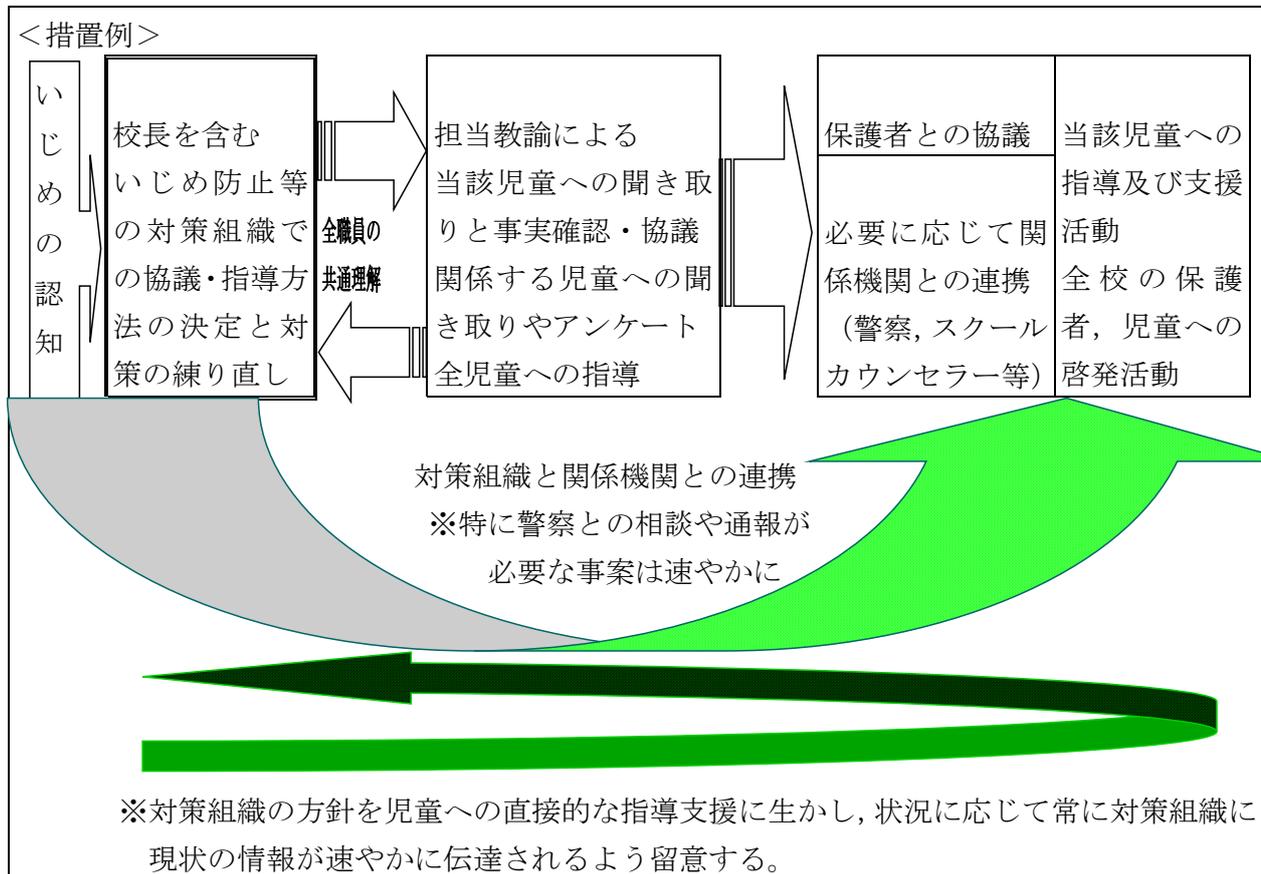
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階からの確に関わりをもち，軽視することなく，いじめを積極的に認知することが必要である。このため，日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つと共に，定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により，児童がいじめを訴えやすい体制を整え，いじめの実態把握に取り組むことが重要である。

- ・いじめ実態調査…学期ごとに行う「心のアンケート」 ※その他，担任が必要に応じて実施
- ・教育相談…アンケートをもとに行う「お話タイム」，臨時個別面談
- ・Q U心理検査…学級満足度，学校生活意欲度，ソーシャルスキルの診断
- ・カウンセリング…スクールカウンセラー，SSN（スクールソーシャルネットワーク）カウンセラーなどの活用
- ・児童会の活動…児童会の自主的活動におけるいじめを見逃さない意識を育てる呼び掛け

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童のケアを最優先に掲げ、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



5 いじめ防止等のための組織の設置について

- (1) 設置の目的 法の第22条を受け、本校にはいじめの防止等に関する措置を実務的に行うために「いじめ不登校対策委員会」以下「組織」という。)を設置する。
- (2) 名称 この組織は「いじめ不登校対策委員会」とする。
- (3) 構成員 校長、教頭、学級担任、生活指導主任、養護教諭、(特別支援学級担任)警察のスクールサポーター、スクールカウンセラーを構成員とする。
※事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。
※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委が直接依頼する。
- (3) 組織の具体的な役割
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関

係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

6 重大事態にかかる対応について

(1) 重大事態の意味

- ① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命，心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「いじめにより」とは，前述に掲げた児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また，「生命，心身又は財産に重大な被害」については，いじめを受けた児童の状況に着目して判断する

- | | |
|-------------------|------------------|
| ・ 児童が自殺を企図した場合 | ・ 身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・ 金品等に重大な被害を被った場合 | ・ 精神性の疾患を発症した場合 |

※「相当の期間」については，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，教育委員会又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。また，児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

(2) 重大事態としての認知と調査

① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを三条市教育委員会に報告する。その中であって，重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

② 重大事態の調査及び対応

重大事態については三条市教育委員会がその事態に対処するとともに，当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため，速やかに，調査組織を設け，質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は当該学校が担当する。

三条市教育委員会はその調査を行ったときは，当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し，当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため，学校評議員，PTA，後援会，自治会，育成会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し，いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において，PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。